平成２２年（フ）第４００号
東京都豊島区南池袋２丁目29番14号　Ａ＆Ｇビル
破産者　株式会社Ａ＆Ｇ
1　決定年月日　平成23年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３８号
東京都武蔵村山市大南２丁目14番地の13
破産者　有限会社栄工芸
1　決定年月日　平成23年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２８９号
東京都武蔵野市緑町２丁目３番Ｂ２―105号
破産者　廣澤　哲人
1　決定年月日　平成23年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２９０号
東京都武蔵野市緑町２丁目３番Ｂ２―105号
破産者　廣澤　優子
1　決定年月日　平成23年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２９１号
東京都東大和市蔵敷３丁目693番地　芝中住宅イ22―508号
破産者　廣澤　鉄男
1　決定年月日　平成23年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８１号
山梨県笛吹市八代町南4724番地
破産者　山梨ニューマテリアル協業組合
1　決定年月日　平成23年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５７８号
最後の住所名古屋市千種区千代が丘１番107―401号　千代が丘団地
破産者　被相続人亡上田謙介相続財産
1　決定年月日　平成23年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６８３号
大阪市北区中津１丁目４番２号
破産者　株式会社アズ・エクスプルワ
1　決定年月日　平成23年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４１８号
大阪府茨木市橋の内１丁目８―18、商業登記簿上の本店所在地大阪府茨木市沢良宜浜２丁目23番１号
破産者　有限会社福留
1　決定年月日　平成23年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６０１号
大阪市旭区今市２丁目６番３号
破産者　株式会社オフィスカヨコ
1　決定年月日　平成23年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９７号
堺市堺区西湊町５丁７番26号
破産者　株式会社タカハシ
1　決定年月日　平成23年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５１７号
堺市堺区大仙西町４丁122番地１
破産者　吉田サッシ株式会社
1　決定年月日　平成23年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２８５号
堺市北区新金岡町４丁３番２―204号
破産者　奥谷建設株式会社
1　決定年月日　平成23年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６６号
鹿児島県南さつま市加世田東本町２番地13
破産者　有限会社ホンダ南薩
1　決定年月日　平成23年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第２７８４号
東京都足立区西保木間２丁目８―25―1201
破産者　中村　　昇
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２９９５号
東京都千代田区神田神保町２丁目20番地
破産者　株式会社フォーエヴァー
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４７号
最後の住所東京都町田市木曽東２丁目11番40―304号
破産者　関口辰男相続財産
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３６６号
東京都西東京市中町２丁目３番26号山田方
破産者　上田　悦子（旧姓高橋）
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８９号
富山市新庄町162番地２、商業登記簿上の本店所在地富山市黒瀬463番地１
破産者　有限会社木鋸屋
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６９号
富山市古志町３丁目１番地７
破産者　有限会社北陸住建
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７２１号
奈良市柏木町393番地の18
破産者　有限会社あいの手ホーム
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第３０３号
山口県宇部市大字東岐波5490番地１
破産者　株式会社壮美工業
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部